

大和市告示第95号

大和市産科医等確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市産科医等確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市産科医等確保支援事業補助金交付要綱（平成22年大和市告示第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「分娩手当等」を「分べん手当等」に改め、同号中「こと。」を「こと（」に、「する。」の次に「）。」を加え、同条第2号中「550,000円」を「600,000円」に改め、「こと」の次に「（ただし、年度の途中で当該額が600,000円以上となった場合にあっては、600,000円未満であった期間に限り、補助の対象とする。）」を加える。

第4条第1号中「分べん取扱件数」の次に「（妊娠第22週以降の死産の取扱件数を含めることができるものとし、分べん手当等の算出方法において、多胎の場合は多胎児数に応じて分べん取扱件数を算出しているときにあっては、当該分べん取扱件数とする。）」を加える。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市産科医等確保支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。